

文京区補助金等チェックシート

所属 教育推進部教育総務課

1 補助金の名称等

29年度調査

補助金の名称	入学支度資金の融資あっせん						
根拠規定等	文京区入学支度資金の融資あっせん及び貸付けに関する条例						
創設年月	平成	29	年	12	月	経過年数 〔自動計算〕	終了予定年月
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕	
見直しの内容							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号	
	10教育費	01教育総務費	02事務局費	08私立高校入学支度資金	01私立高校入学支度資金	-	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給						

2 補助金の概要

補助目的	私立高等学校等に入学する生徒を持つ保護者で、経済的にお困りの方に対して、入学に必要な支度資金の金融機関による融資をあっせんし、利子補給(保証料を含む)を行い、広く教育の機会均等を図り有用な人材を育成する。										
補助事業等の内容	あっせんした融資から生じた利子及び保証料の補助 【融資条件】上限:被保護者1人につき40万円。返済方法:6カ月間据え置き後、40カ月以内に元金均等、毎月返済。										
補助対象経費の内容	あっせんした融資から生じた利子及び保証料の全額										
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他										
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕										
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕										
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他										
	〔その他の場合は具体的に記入〕 あっせんした融資から生じた利子及び保証料の全額(年2.9%) 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕										
公募の状況	区報・HPでの周知に加え、区内中学校を經由して募集要項を個別配布										
実績報告書時における 使途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他〔在学証明書、生徒手帳の写し〕										
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	-	国	-	都	-	補助対象者	-
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由								

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	経済的にお困りの方で私立高等学校等に入学したい生徒をもつ保護者は一定数おり、区民ニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	教育の機会均等を図り有用な人材を育成するという点から、区の政策に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	経済的にお困りの方に対し、入学に必要な資金を実質無利子で融資あつせんするのは公益性が高い。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	私立高等学校等に入学する際に一時的にかかる多額の経費を保護者が工面できなくなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	区報やホームページでの周知の他、区立・私立・国立中学校にチラシを配布し、周知をしている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	条例・規則等に基づき、審査の上、決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	経済的にお困りの方に対する支援として、代替案は無い。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	入学に必要な資金を融資あつせんすることで、教育の機会均等が図られ、有用な人材育成につながる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	入学に必要な資金を融資あつせんすることで、教育の機会均等が図られ、有用な人材育成につながる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	入学に必要な資金を融資あつせんすることで、教育の機会均等が図られ、有用な人材育成につながる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	/	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	/	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	/	

4 交付実績

(件、千円)

項目	29年度(予算)			
交付(見込み)件数	-			
決算(予算)額	-			
国庫支出金	-			
都支出金	-			
その他	-			
一般財源	-			
28年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

平成30年1～3月に申請の受付を行い、交付を決定する。(補助金の交付は30年度より開始)